

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新

は毎號詳細なる商況物價

第三千二百三號
明治廿四年十二月四日
舊曆辛卯十一月四日
金曜日
（甲子）

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一號二編一一百月滿金十錢〇三百日前金一四五十錢〇大一百月滿金三
錢〇一號半滿金六兩〇月滿日休刊
○時事新報社より直接ニ販賣スルモノハ右定價ノ外ニ一百月十三錢フ
時事新報吉野(前金)

一付五號活字北四字話 一日限六日充
一 行 二 付 十三錢 十一錢 十錢五兩

本社一審稿の付
東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に記事を発送し各新聞社は之を受けて紙面を構成するより各社同一の記事を掲ぐる事寡からず獨り時軒新報社は社員並に通信員の多さを以て斯くては常に通信を依頼せざると雖も世間往々此事を知らずして通報社によへ報道すれば本社にも其報道は達する事を信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からずれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

左の一編は此節柄隨分讀者の参考にも爲る可しと思ひ譯して以て社説に代ふ。

米國下院に於ける議事の妨礙

政體なるものは元、英國に此り夫より次第に各文
國に蔓延して遂に今日の如く世界中何れの處に於て
んど之を見ざるあらずに至りたるものあるが其主とす

る所のものは人民の代表者を會合して討議の上法律を制定する所のものにして若しも代議政府にして此目的を達する所と能はざるとさは其運命必ず永きとあらざる可い。

とされば如何である政府にても猶へて舊法を改良し新法を發布し世と共に次第に進歩變化するに非ざれば未だ無理とするの望ある可からざればあり然るに近來世間各國に於ける政治上の實況を觀るこよりて代議政府は

甚だ醜くして何事をも決行するふと能はず深く不流の有様に陥らんとしつゝあるものゝ如し誠にふ可きとなり方今代議政體國の首領と稱せらるゝ英

日本と亞米利加どが近頃に至り殆んど同時に立法部の
事務監視を感し來りて頻りに其教治策を工風しつゝある
を見れば此患は決して一時偶然に發したるに非ず。然る
に其原因は當初のからしてこゝらへて其發展の行

すが、由緒のれるところなどぞ、明かり我輩の所見を以てすれば、晚近社會の事物益々繁雑に赴くに隨て立派の興味も亦共に増加し在來の規則習慣に従ては迫らざる事無くなると能はざるに至りし其時勢みそ事務遊

たるが如し彼の所謂議事の妨碍とは即ち議員が何に在來の規則習慣を利用して全議會の運営するものに咎ならずして其立法の事務を凌駕する。

アーヴィングの「アーヴィングのアーヴィング」、合衆国の議會に了り、アーヴィングはアーヴィングに反對して大騒ぎを始めに由

は又他の一人が七時を改めて七時半となすべしとの修正案を提出して七時の不可なる所以を論述し議長が之に付き決を採んとすれば又八時に改む可との動議を起すものあり一々之を討論に附して決を採らんとすれば殆んど限なく其爲めに多くの議事を中心とするなどと

利用するどきは随分諱事ひごとを避澤せしむるの具ぐであるものあり今其最も甚だしき例たといを擧げんに時ときを限りて休憩くき又は閉會ひくわいするの動議どうぎは在來ざいらいの聽事規則ていじぎそくに據れば所謂特許の動議とうぎにして議事中何時たりとも提出するを得るものあれば少數派さうしゅはいが諱事を妨げんと欲するどきは其中の一人ひとが例へば七時まで休憩若しくは閉會ひくわいすべしとの動議とうぎを起せば其動議とうぎは直に議場ぎじょうの問題もんだいである可し左され

イド氏の果斷能く米國議會に於ける一大勝習を除されたるを稱せざるはなかる可し
米國下院に於て議事を妨礙する第二の手段は即ち議事の邪魔になる可き動議を續々提出するふとにして元來議會の規則なるものは議事の進捗を目的として造りたるものに相違なけれども種々様々の事情に臨んで之を

ハナリカシニ曰顧然新法を設けて議場に在る議員は可否の表决に加はると否とを問はず總て之を定數の中に算入するふとあしたれば之が爲め大に少數派の鋒を挫て議事の滯滯を防ぐふとを得たり但し議長の此所爲は百年來米國に傳はりたる習慣を破りたるものありとて口を極めて其壓制を攻撃非難する者少からず大に世上の物議を醸したりと雖も少しく思慮ある者は皆り

のとす然るに千八百八十八年合衆國の下院にてレバブリカン黨が多數を制したれども其多數なるや僅かに八名の多數ありしを以て同黨の議員のみにては逆も定數を造るふと能はずして少數あるデモクラチック黨の爲めに甚だしく苦しめられたるが故に議長リイド氏（レ

體に分れ居るときは必ず其少數の方が議事を妨げて多數を困却せしむるほど甚だ容易あります其手段は自黨の爲めに何か不便ある動議起りて直に可決せられんとするの恐あるときは少數派より黙黙表决を請求し扳書記が一々議員の姓名を呼上るときには臨み少數派の議員は一人も之に應せずして可否の決に加はらず而して點呼の済みたるとき投票の數定數に充すとの異議を唱へて之を無効とすすに在り但し議會に於て多數派の議員が遙に少數派に超過したる時に非されば多數派のみにして定數を造ると出來ざるが故に右の定數を拒むとは少數派が多數派に抵抗するの方便として最も有効あるものが遙に少數派に超過したる時に非されば多數派のみにして定數を造ると出來ざるが故に右の定數を拒むとは少

そ三種の手段あり第一は即ち定數を造るみとを拒む
と第二は即ち議事を遅滞せしむる動議を漫に提出する
ふと第三は即ち無用の討議に時を費すみと是れあり
第一の手段たる定數を拒むとは英國の如く僅に四十
名を以て議會の定數となすの規則ありては之を行ふみ
とを得ざれども米國にては憲法に據りて議會の定數は
總議員の過半數と定めあり且つ又出席議員の五分の一
の同意を得れば點呼を以て可否の決を探るみとを許す
との規則もあるが故に議院中の黨派が凡そ同數の二箇

第三千二百三號
明治廿四年十二月四日 金曜日
舊曆辛卯十一月四日
日出午前六時三十六分 入午後四時二十六分
月入午前九時十分 出午後三時五十分
涌潮午後六時五十分
後七時九分
(西曆一千八百九十九年)

報には委貌詳細なる商況物價